

みなべ町水道事業 経営戦略

【改定版】

計画期間：令和6年度～令和15年度



令和7年1月

和歌山県みなべ町 生活環境課

目次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
(2) これまでの主な経営健全化の取組	7
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	8
2. 将来の事業環境	9
(1) 給水人口の予測	9
(2) 水需要（有収水量）の予測	9
(3) 料金収入の見通し	10
(4) 施設の見通し	11
(5) 組織の見通し	16
3. 経営の基本方針	17
4. 投資・財政計画（収支計画）	18
(1) 投資・財政計画（収支計画）	18
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	19
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	21
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	23

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

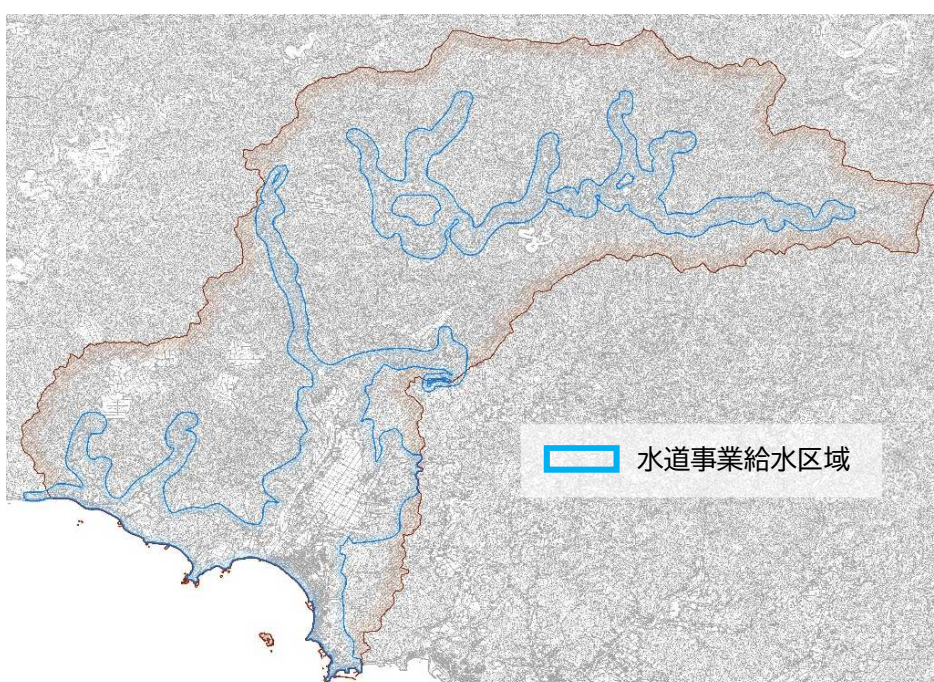
◆ 水道事業

供 用 開 始 年 月 日	昭和 44 年 9 月 1 日	計 画 給 水 人 口	12,100 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	法適用 (全部適用)	現 在 給 水 人 口	11,722 人
		有 収 水 量 密 度	0.53 千 m ³ /ha

令和 6 年 3 月 31 日現在

本町の水道事業は、昭和 33 年に簡易水道事業として計画給水人口 1,500 人、計画給水量 225 m³/日で供用開始し、堺地区、埴田地区及び芝地区の一部へ給水を行っていましたが、その後、生活様式の近代化及び工場用水の需要により、昭和 44 年に旧南部町において計画給水人口 15,000 人、計画給水量 4,400 m³/日で水道事業として供用を開始しました。その後も、幾度かの認可変更や町村合併を経て、令和 2 年度に 4 つの簡易水道事業と事業統合を行い、現在は、堺、埴田、芝、東吉田、北道、南道、気佐藤、山内、東岩代、西岩代、谷口、筋、徳蔵、熊岡、晩稲、東本庄、西本庄、熊瀬川、清川、滝、高野、土井、市井川、広野、島之瀬、東神野川及び印南町（橋ヶ谷）地区を給水地域とし、計画給水人口は 12,100 人、計画一日最大給水量は 6,800 m³/日で運営しています。

(図表 1-1 みなべ町水道事業給水区域図)



② 施 設

◆ 水道事業

水 源	☒ 表流水 ☐ ダム ☐ 伏流水 ☒ 地下水 ☐ 受水 ☐ その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	6	管 路 延 長	225.11 km
	配水池設置数	11		
施 設 能 力	6,800 m ³ /日		施 設 利 用 率	72.53%

令和 6 年 3 月 31 日現在

本町の水道は、浄水施設からなる 6 系統の各水道施設を設置しています。

[みなべ浄水場系統]

みなべ浄水場系統では、第 1 水源地、第 2 水源地及び第 3 水源地の 3 ヶ所から取水した水は、みなべ浄水場で浄水処理します。浄水処理した水は送水管で東部配水池、西部配水池に送られて一時貯留し、配水池から配水管を通して配水された水は、堺、埴田、芝、北道、南道、東吉田、気佐藤、山内、東岩代、西岩代及び印南町（橋ヶ谷）地区に届けています。



みなべ浄水場

[谷口浄水場系統]

谷口浄水場系統では、谷口水源地で取水した水は、谷口浄水場で浄水処理します。浄水処理した水は送水管で晩稲配水池に送られて一時貯留し、配水池から配水管を通して配水された水は、徳蔵、筋、谷口、熊岡、晩稲及び東本庄（一部）地区に届けています。



谷口浄水場

[西本庄浄水場系統]

西本庄浄水場系統では、西本庄水源地で取水した水は、西本庄浄水場で浄水処理します。浄水処理した水は送水管で本庄配水池、根笹配水池及び熊瀬川配水池に送られて一時貯留し、配水池から配水管を通して配水された水は、東本庄（一部）、西本庄及び熊瀬川地区に届けています。



西本庄浄水場

[清川浄水場系統]

清川浄水場系統では、清川水源地で取水した水は、清川浄水場で浄水処理します。浄水処理した水は送水管で軽井川配水池、名之内第 1 配水池、名之内第 2 配水池及び高城低区配水池（市井川浄水場系統からも受水可）に送られて一時貯留し、配水池から配水管を通して配水された水は、清川、東神野川、島之瀬、広野、滝、高野、土井（一部）及び市井川（一部）地区に届けています。



清川浄水場（正面入口）



清川浄水場

[市井川浄水場系統]

市井川浄水場系統では、市井川水源地で取水した水は、市井川浄水場で浄水処理します。浄水処理した水は、浄水場内の高城高区配水池と送水管で高城低区配水池（清川浄水場系統からも受水可）に送られて一時貯留し、配水池から配水管を通して配水された水は、滝、高野、土井及び市井川地区に届けています。



市井川水源地（取水堰）



市井川浄水場

[滝浄水場系統]

滝浄水場系統では、滝水源地で取水した水は、滝浄水場で浄水処理します。浄水処理した水は配水管を通して滝（一部）地区に届けています。



滝水源地



滝浄水場

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	本町の水道料金は、基本料金と超過料金からなり、口径別に金額を設定しています。基本料金は、使用水量にかかわらず一定額を徴収するもので、超過料金は、使用水量に応じた額を加算するものです。また、メーター使用料もあわせて徴収しています。口径が大きくなればなるほど料金も上がっていくような料金体系となっています。 この料金体系は、口径が比較的小さい生活用水の需要者の負担を軽減する政策的観点から導入しています。 水道料金の設定にあたっては、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」（地方公営企業法第21条第2項）とされています。本町は、この料金のあり方についての基本原則に従い、持続可能な水道経営をめざして適正な水道料金水準を定める方針としています。
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	令和7年1月1日

(図表 1-2 水道料金表(消費税10%税込))

※ 令和7年1月より改定率50%で増額改定しました。

※ 料金は2ヶ月につき、次の表により算定した基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額です。

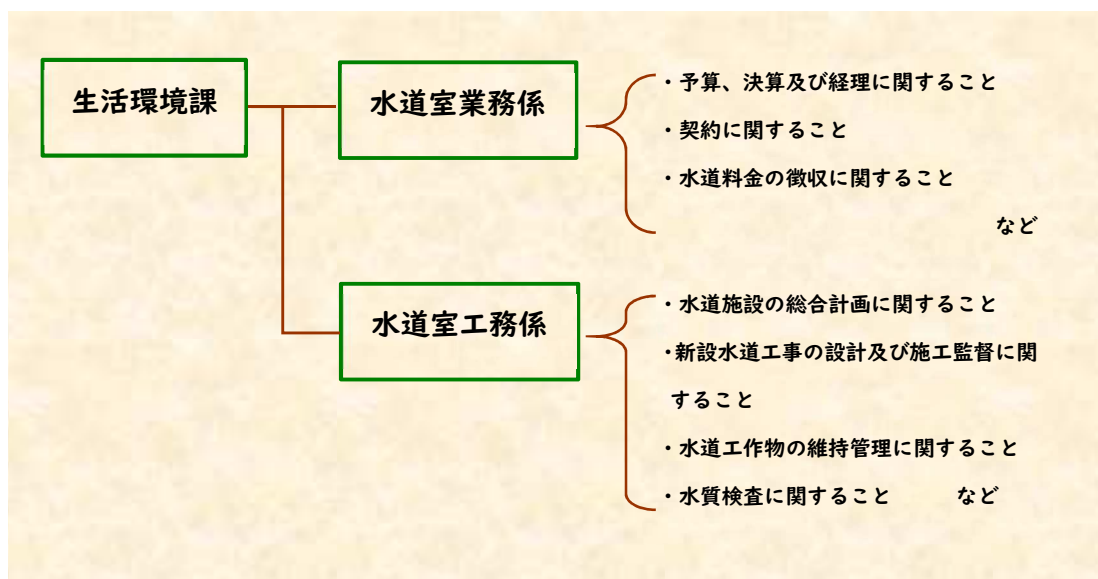
区 分	基 本 料 金 (2 ヶ 月 分)	超 過 料 金 (1 m ³ に つ き)	メ ー タ ー 使 用 料 (1 個 に つ き , 2 ヶ 月 分)
13mm	20 m ³ まで 1,883 円	143 円	132 円
20mm	40 m ³ まで 4,812 円	179 円	220 円
25mm	40 m ³ まで 4,812 円	179 円	330 円
40mm	40 m ³ まで 4,812 円	376 円	660 円
50mm	40 m ³ まで 4,812 円	376 円	1,540 円
75mm	40 m ³ まで 4,812 円	376 円	2,200 円
100mm	40 m ³ まで 7,700 円	4,000 m ³ まで 286 円 4,001 m ³ から 448 円	6,600 円

④ 組 織

本町の水道事業は生活環境課が所管しており、水道室業務係と水道室工務係を置いています。生活環境課は水道に関すること以外に、下水道やごみなどの生活環境衛生に関することも行っており、在籍する職員で複数事業を兼務しながら、効率的に職務を遂行しています。

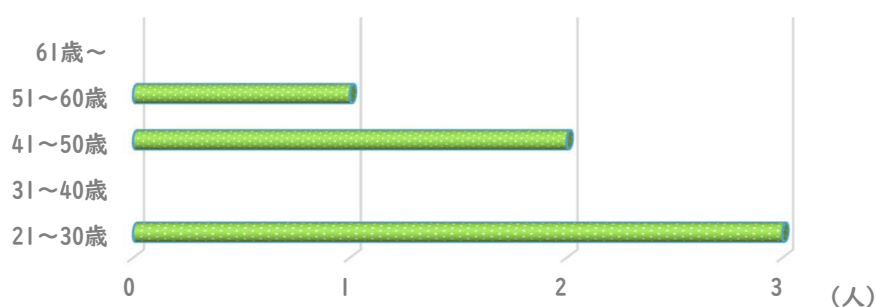
令和 7 年 1 月 1 日現在、生活環境課の職員のうち水道事業に所属する職員数は 6 名です。

(図表 1-3 生活環境課 組織図及び事務分掌)



また、年齢構成については、次の図の通りです。

(図表 1-4 生活環境課※ 年齢構成)



※うち、水道事業所属職員について

(2)これまでの主な経営健全化の取組

本町の水道事業では、これまで民間委託の推進や漏水対策など、様々な取組みを行い経営健全化に努めて参りました。

▶民間委託の推進

従来から水質検査業務、水道メーター検針業務など、一部業務を民間に委託し、業務の効率化やコストの削減を図っています。

▶漏水対策

漏水箇所を早期に発見し、配水管や給水管の修繕を行うことにより、漏水によって生じる損失を最小限に防ぐため、定期的に漏水調査業務を実施しています。これにより、90%近い有収率を保つことができています。

▶簡易水道再編推進事業

平成27年度から令和元年度にかけて、簡易水道再編推進事業を実施しました。簡易水道については、水源・浄水場系統に問題があり維持管理性の向上が必要な施設もあったため、簡易水道の統合・再編を行うことにより、水量的余力を活用できるようになりました。

▶上水道と簡易水道の事業統合

上水道事業1ヶ所と簡易水道事業4ヶ所で水道事業を経営していましたが、水道事業の経営状況明確化と将来への持続可能な事業経営を進めるため、令和2年度に事業統合して公営企業会計における上水道事業1ヶ所での経営としています

▶アセットマネジメントの実施

平成28年度に、統合を見据えて簡易水道分を含めたアセットマネジメントを実施しました。アセットマネジメントにおいて、水源施設、浄水施設、配水池施設、送水施設および管路の資産状況を整理評価し、中長期の更新需要と財政見通しの検討を行いました。

今後、更新計画を推進する際には、アセットマネジメントの精度の向上を図るとともに、その結果を活用して、重要度、緊急度の高い施設設備や管路から優先的に工事を行い、ライフサイクルコストの低減が可能となるような最適な事業実施計画の策定に繋げていきます。

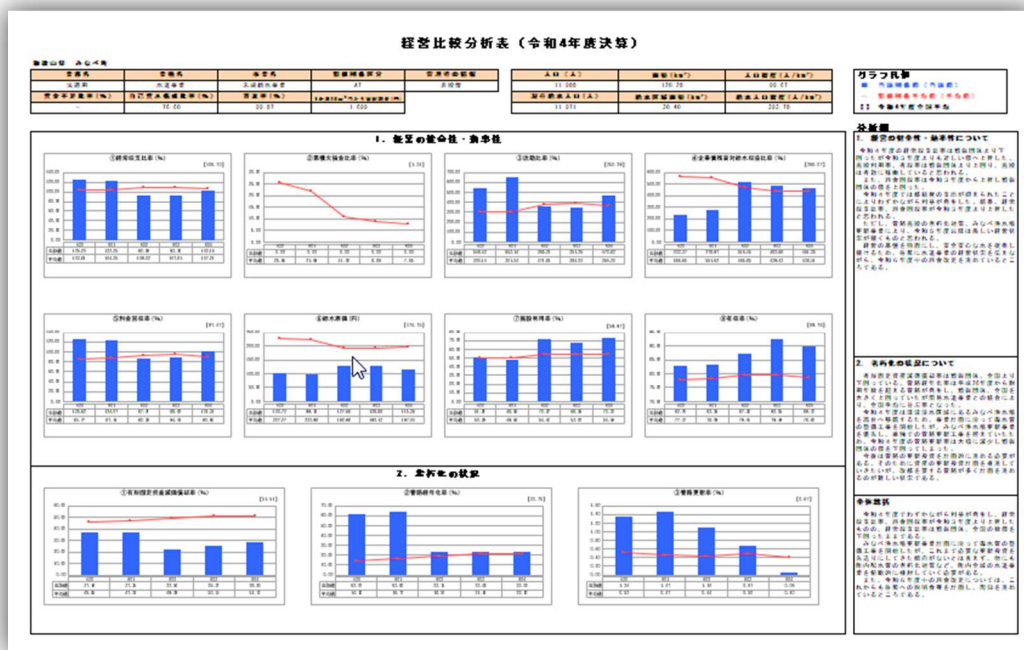
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

水道事業の経営状況について、過去5年間の趨勢分析及び類似団体との比較分析は、別紙「経営比較分析表（令和4年度決算）」のとおりです。

◆ 水道事業

令和2年度の事業統合により全てが公営企業会計に移行されたことに伴い、経常収支比率及び料金回収率とも100%を下回り類似団体平均値よりも下回りました。支出抑制などで令和4年度は経常収支比率及び料金回収率とも100%を上回るものの、経常収支比率は類似団体平均値を下回っています。給水原価は類似団体平均値よりも3～4割程度低い価格ですが、料金回収率が90%～100%近くを推移していることから、料金改定による収益増加など改善は必要です。なお、流動比率や企業債残高対給水収益比率は類似団体平均値との比較から改善傾向にあります。

一方で、令和2年度の事業統合以降、施設利用率は70%近くを推移するなど、簡易水道再編推進事業の効果もあり適切な施設規模において、施設稼働が収益に繋がられています。しかし、管路経年化率では、令和2年度の事業統合以降は23%と類似団体平均値より若干高い状況ですが、事業統合前は60%以上であったことから、部分的な老朽化は顕著であり管路更新率も令和4年度は大幅に低い状況から、重要度・緊急度の高い管路から優先順位をつけて計画的に更新する必要があります。



※経営比較分析表（令和4年度決算）は、別紙1をご参照ください。

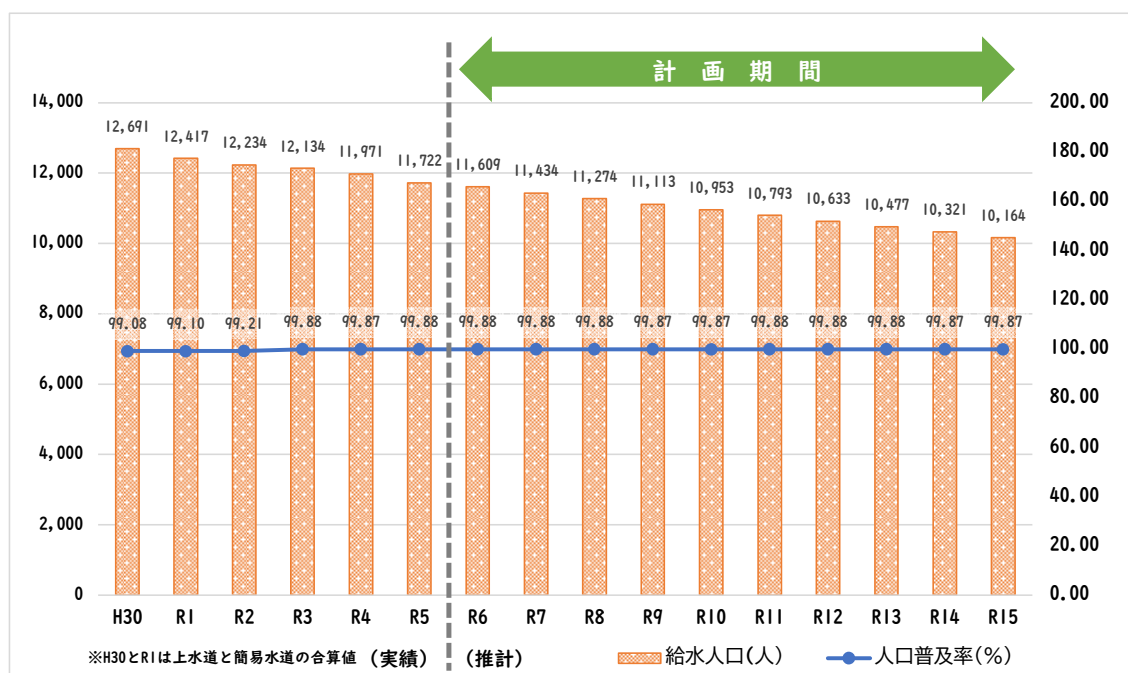
2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

全国的に人口減少が見られる中、本町も同じように少子高齢化による人口減少が進んでおり、今後も引き続きこの傾向が続くことが予想されています。本経営戦略において、将来人口予測は国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（平成30年度推計）」を参考に、令和3年度実績値による補正を加えて算出しました。

給水人口については、令和5年度末時点の人口普及率が99.88%と十分な普及であるため、将来の人口普及率は変わらないと仮定して、町の将来人口に令和5年度末の人口普及率を乗じて算定しました。将来の給水人口は、町の人口減少に伴って減少することが予想されます。

(図表 2-1 給水人口の予測)

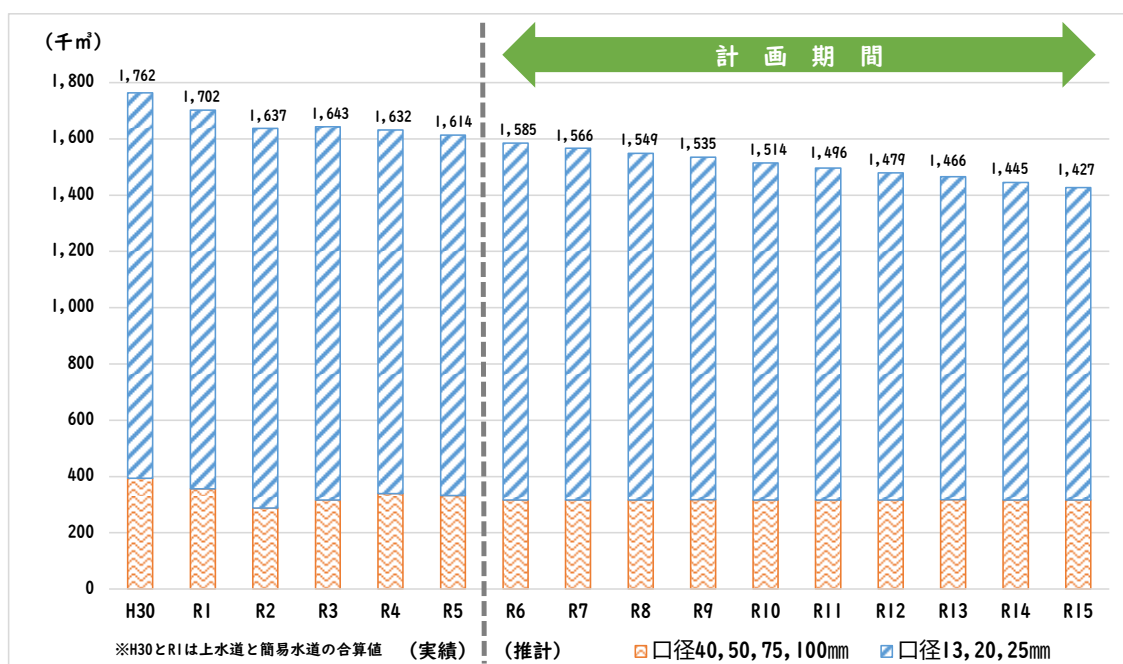


(2) 水需要（有収水量）の予測

料金収入算定の基本となる水需要（有収水量）について、口径13mm、20mm及び25mmは家庭用等での使用が多い状況から、給水人口に概ね比例するものと考えられるため、令和3年度の口径別実績値に給水人口の増減率を乗じて算定しました。

また、口径40mm、50mm、75mm及び100mmは工場用等での使用が多い状況から、大きな変動が少ないと考えられるため、令和3年度の口径別実績値を一定で推移するものとして算定しました。

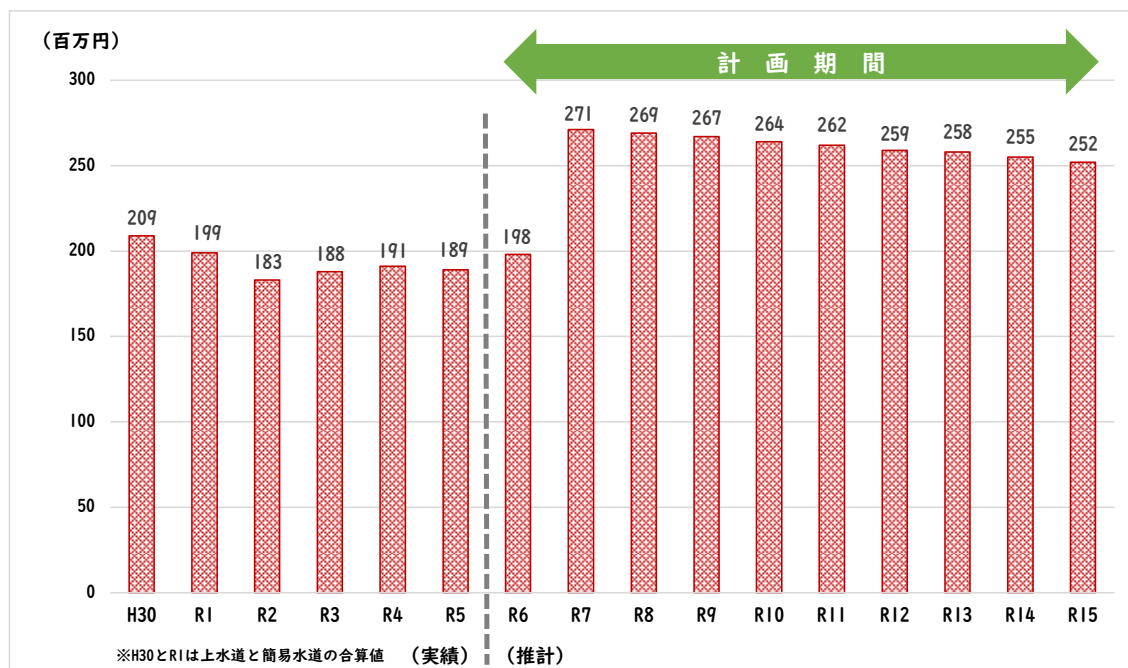
(図表 2-2 有収水量の予測)



(3) 料金収入の見通し

料金収入（税抜）の見通しは、令和3年度実績の口径別供給単価をベースに、令和7年1月から改定率50%の料金改定を反映した供給単価に、口径別の有収水量の推計値を乗じて算出しました。

(図表 2-3 料金収入（税抜）の見通し)



(4) 施設の見通し

各浄水場系統における施設の見通しは、次のとおりです。

① 浄水・取水施設、配水施設、中継施設

(ア) みなべ浄水場系統の施設に関すること

[浄水・取水施設]

浄水場は、昭和 44 年度の建設後 50 年以上経過し、耐用年数を考慮すれば更新時期を迎えています。また、既設位置は南海トラフ巨大地震の津波浸水想定区域にあり、津波対策を考慮した更新方針から、取水施設は既存位置を前提に津波対策を施して更新等を、浄水施設は津波浸水被害想定区域外の高台に移転更新を計画し、令和 13 年度の整備を目途として、令和 4 年度から計画的に導水管整備に着手しています。

[配水施設]

東部配水池は、昭和 45 年度に 1,500 m³の配水池 1 池を整備し、建設から 40 年ほど経過後、老朽化が進行したため、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて 1,250 m³×2 池の増改築工事を行い、現在供用中です。

西部配水池は、昭和 46 年度に 1 池目 400 m³（第 1 配水池）を整備し、平成 6 年度に当時の紀州南部ロイヤルホテルの建設により 2 池目の 400 m³（第 2 配水池）を増設しました。第 1 配水池については設置から 50 年以上経過していることから更新時期を迎えています。



東部配水池

[中継施設]

山内中継ポンプ所は、西部配水池への送水进行中継するポンプ所で、急な丘の上に設置され管理棟の下に受水槽があります。昭和 46 年度に建設され、ホテルの需要量の増加に伴い、平成 14 年にポンプの規格を当初より大きなものに取り換えています。当施設は建設から 50 年以上が経過していることから更新時期を迎えています。

東岩代加圧ポンプ所は、東岩代地区の一部地域に加圧配水するポンプ所で、平成 6 年度に建設され、現在も良好に稼働しています。

(イ) 谷口浄水場系統の施設に関すること

〔浄水・取水施設〕

谷口浄水場は、昭和 63 年度の建設後 30 年以上を経過、平成 20 年度にクリプトスポリジウム対策として、急速ろ過機 3 基を設置しています。現在も良好に稼働しています。

〔配水施設〕

晩稲配水池は、平成元年度に建設され 30 年以上が経過しています。災害時対策のため、建設当時より流量感知式の緊急遮断弁を設置しています。数戸の標高の高い家屋へ給水するため、当施設はそれより高い位置に設置されていることから、標高の高い家屋以外は減圧して給水している状況です。現在も良好に稼働していますが、今後の更新に際しては、西本庄浄水場系統の本庄配水池の位置付けとともに、合理的な送配水システムなど施設規模の適正化と動力費削減効果がある標高の低い位置への移設などを視野に入れた検討が必要です。



晩稲配水池

〔中継施設〕

晩稲中継ポンプ所は、晩稲配水池への送水进行中継するポンプ所で、平成元年度に建築され 30 年以上が経過しています。管理棟と地下に受水槽があり、管理棟内には中継ポンプ 2 台を設置しています。今後は、配水池更新時において、動力費の低減効果を踏まえた検討が必要です。



晩稲中継ポンプ所

(ウ) 西本庄浄水場系統の施設に関すること

[浄水・取水施設]

西本庄浄水場は、昭和 56 年度の建設後 40 年以上が経過、平成 19 年度にクリプトスポリジウム対策として、急速ろ過機を 2 基設置しています。現在も良好に稼働していますが、平成 23 年には紀伊半島豪雨による河川氾濫の影響で浸水実績があり、今後、老朽化に伴う施設更新の検討が必要な際には、浸水対策を含め、水需要の的確な把握とともに施設規模の適正化を視野に入れた検討が必要です。

[配水施設]

本庄配水池は、昭和 56 年度の建設後 40 年以上が経過し、配水池の壁面には劣化箇所が多くみられますが、現在も良好に稼働しています。今後の更新における課題として、谷口浄水場系統の晩稲配水池の位置付けとともに、合理的な送配水システムなど施設規模の適正化を視野に入れた検討が必要です。

根笹配水池は、昭和 60 年度に建設後 35 年以上が経過、躯体の壁面に少しのひび割れ等は見られるが、現在も良好に稼働しています。

熊瀬川配水池は、平成元年度の建設後 35 年近くが経過し、躯体の壁面に少しのひび割れ等は見られるが、現在も良好に稼働しています。



本庄配水池

[中継施設]

受領中継ポンプ所は、根笹配水池への送水の中継するポンプ所で、管理棟内には陸上ポンプ 2 台を設置、管理棟の下には受水槽 9.5 m³×1 池があります。昭和 61 年度建設後 35 年以上が経過していますが、特段の問題もなく稼働しています。

熊瀬川第 1 加圧ポンプ所は、熊瀬川中継ポンプ所まで加圧送配水するポンプ所で、管理棟内には FRP 製受水槽、送水ポンプ 2 台、圧力タンクがあります。平成元年度の建設後 35 年近くが経過していますが、現在も良好に稼働しています。課題としては、停電などの影響を考慮した給水の安定性を確保する必要があります。

熊瀬川中継ポンプ所は、熊瀬川配水池までの送配水の中継するポンプ所で、管理棟内には陸上ポンプ 2 基を設置、地下に受水槽があります。平成元年度の建設後 35 年近くが経過していますが、現在も良好に稼働しています。

熊瀬川第 2 加圧ポンプ所は、熊瀬川地区の一部地域に加圧配水するポンプ所で、管理棟内には受水槽、送水ポンプ、圧力タンク等があります。平成元年度の建設後 35 年近くが経過していますが、現在も良好に稼働しています。課題としては、停電時の給水の安定性を確保する必要があります。

(エ) 清川浄水場系統の施設に関すること

[浄水・取水施設]

清川浄水場は、緩速ろ過方式で安定した水量・水質を確保できていたことから、簡易水道再編推進事業により令和２年度から高城の一部地域への水供給を行っています。平成６年度の建設後３０年近くが経過していますが、現在も良好に稼働しています。

[配水施設]

軽井川配水池は、平成５年度の建設後３０年近くが経過していますが、現在も良好に稼働しています。



軽井川配水池

名之内第１配水池は、平成８年度の建設後２５年以上が経過していますが、現在も良好に稼働しています。

名之内第２配水池は、平成９年度の建設後２５年以上が経過しています。現在も良好に稼働しています。

高城低区配水池は、簡易水道再編推進事業により平成２７年度に更新され、令和２年度から清川浄水場系統と市井川浄水場系統の２系統の受水が可能となっています。

[中継施設]

木の川加圧ポンプ所は、木の川地区の一部地域に加圧配水するポンプ所で、加圧ポンプは受水槽のないラインポンプを２台設置しています。平成８年度の建設後２５年以上が経過していますが、現在も良好に稼働しています。

軽井川加圧ポンプ所は、軽井川地区の一部地域に設置した消火栓使用の際、圧力不足を解消するため加圧配水するポンプ所で、平成８年度の建設後２５年以上が経過していますが、現在も良好に稼働しています。

大橋中継ポンプ所は、名之内第１配水池への送水の中継するポンプ所で、平成８年度の建設後２５年以上が経過していますが、現在も良好に稼働しています。

名之内中継ポンプ所は、名之内第２配水池への送水の中継するポンプ所で、木の川加圧ポンプ所と同タイプです。平成９年度の建設後２５年以上が経過していますが、現在も良好に稼働しています。

東神野川加圧ポンプ所は、東神野川地区の一部地域に加圧配水するポンプ所で、簡易水道再編推進事業により令和２年度に建設して稼働しています。

高城低区中継ポンプ所は、高城低区配水池への送水の中継するポンプ所で、簡易水道再編推進事業により令和２年度に建設して稼働しています。

高野加圧ポンプ所は、高城低区配水池から配水された水を高野地区の一部地域に加圧配水するポンプ所で、簡易水道再編推進事業により令和２年度に建設され稼働しています。

(オ)市井川浄水場系統の施設に関すること

[浄水・取水施設]

市井川浄水場は、平成 15 年度に老朽化のため緩速ろ過池 3 池を廃止し、急速ろ過設備 2 基に変更しました。昭和 54 年度の建設後 40 以上が経過していますが、現在も良好に稼働しています。ただし、急激な降雨時の濁度対策が課題となっています。

[配水施設]

高城高区配水池は、市井川浄水場内の旧緩速ろ過池跡に FRP 製（繊維強化プラスチック製）の配水池 2 池を設置しています。平成 15 年度の建設後 20 年以上が経過していますが、現在も良好に稼働しています。

高城低区配水池は、簡易水道再編推進事業により平成 27 年度に更新され、令和 2 年度から清川浄水場系統と市井川浄水場系統の 2 系統の受水が可能となっています。



高城低区配水池

[中継施設]

高野加圧ポンプ所は、高城低区配水池から配水された水を高野地区の一部地域に加圧配水するポンプ所で、簡易水道再編推進事業により令和 2 年度に建設され稼働しています。



高城低区中継ポンプ所

(カ)滝浄水場系統の施設に関すること

[浄水・取水施設]

滝浄水場は、急速ろ過施設を設置し、主に『ときわ寮梅の里老人福祉施設』への供給を行っています。平成 8 年度に建設後 25 年以上が経過していますが、現在も良好に稼働しています。ただし、急激な降雨による高濁度で満足な供給ができない場合があり、他の配水系統からの水融通により対応している状況です。

② 管路

管路については、法定耐用年数を経過し老朽化した水道管から、計画的に耐震性を有した水道管への更新工事を進めています。

管路の法定耐用年数は40年（総務省 地方公営企業法施行規則）であり、令和5年度末現在で法定耐用年数を経過している管路は51km（全体の23%）です。特に、みなべ浄水場系統の施設は供用開始が昭和40年代であるため、同時期に布設された管路は60年ほど経過していることから、基幹となる管路を中心に迅速な更新が必要です。

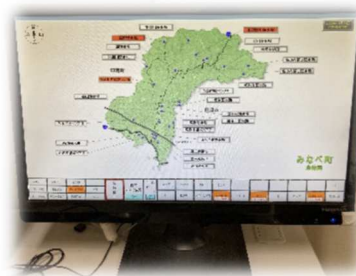
今後も耐用年数を超える管路が増加することから、重要度や緊急度などを考慮しながら、計画的な更新を行います。



③ その他

[遠隔監視設備]

平成22年度に簡易水道事業と上水道事業にそれぞれ設置していた監視装置を統合し、一元的な管理体制を構築したが、設置から20年以上が経過し、老朽化が進行している装置もあるため、数年以内の遠隔監視設備の更新により、今後の安定した水道施設運用の確保を図ります。



(5) 組織の見通し

将来の職員数については、施設更新の必要性から、若干名の技術系職員の増員は必要ですが、事務系職員は現状の人数を維持するなど、所管課に在籍する職員が複数事業を兼務しながら、効率的な職務遂行が必要です。

なお、技術系職員は、知識や技術の継承を最重要課題として、適正な人材の確保等を進めるほか、人材育成の強化のため、実務による技術習得や職場外研修への参加など積極的な取り組みが必要です。

3. 経営の基本方針

近年、水道を取り巻く環境は、人口減少や節水機器の普及などによる水需要の減少、水道施設の老朽化による管路や設備の更新、大規模災害への備えなど多くの課題に直面していますが、このような状況下でも良質で安全な水道水を供給する必要があり、安定かつ持続的な事業経営が求められます。

本町の水道事業も住民の生活において欠かすことのできない水道水について、良質で安全な水の安定供給をめざし、水道施設の適切な維持管理と健全な運営のもと、施設の更新や災害対策を計画的に行う必要があります。

本町では次の基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

1. 安全で良質な水を供給できる水道

➡ すべての町民等が安心しておいしく飲める、安全な水道水の供給を目指します

2. 災害に強く安定して水を供給できる水道

➡ 災害時でも被害を最小限に抑えるなど、安定した水道水の供給を目指します

3. 健全な事業運営を持続できる水道

➡ 経営の効率性を高め、経営基盤を強化し、顧客サービスの向上と持続可能な水道を目指します



4. 投資・財政計画（収支計画）

（Ⅰ）投資・財政計画（収支計画）

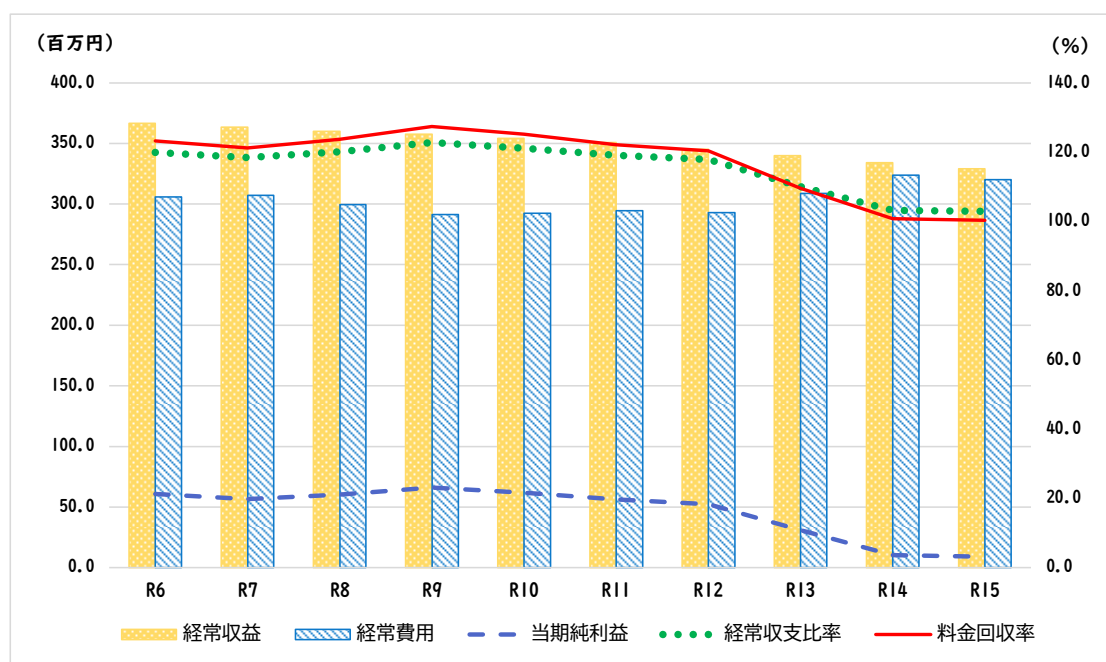
投資・財政計画（収支計画）は、別紙２の「投資・財政計画（収支計画）」のとおりです。

（ア）収益的収支

収益的収入（経常収益）は、主に料金収入、手数料、他会計補助金及び長期前受金戻入で、料金収入や長期前受金戻入の減少により遞減します。

収益的支出（経常費用）は、主に職員給与費、動力費や委託料などの維持管理費、減価償却費及び支払利息で、職員給与費や経費の増加傾向に加え、計画的な施設更新に伴う減価償却費や支払利息の増加で、令和 13 年度以降の増加が大きくなる見込みです。（図表 4-1）

（図表 4-1 経常収支の見通し）



（イ）資本的収支

令和 8 年度以降の計画的な施設更新の投資に伴い、資本的収入では、建設改良費の財源となる企業債や他会計出資金及び国庫補助金を見込んでいます。資本的支出では、浄水場本体更新への投資に伴う令和 12 年度及び令和 13 年度の建設改良費が非常に大きくなる見込みです。

なお、資本的収支不足は、消費税等資本的収支調整額、損益勘定留保資金及び積立金取崩額で補填できる見込みです。

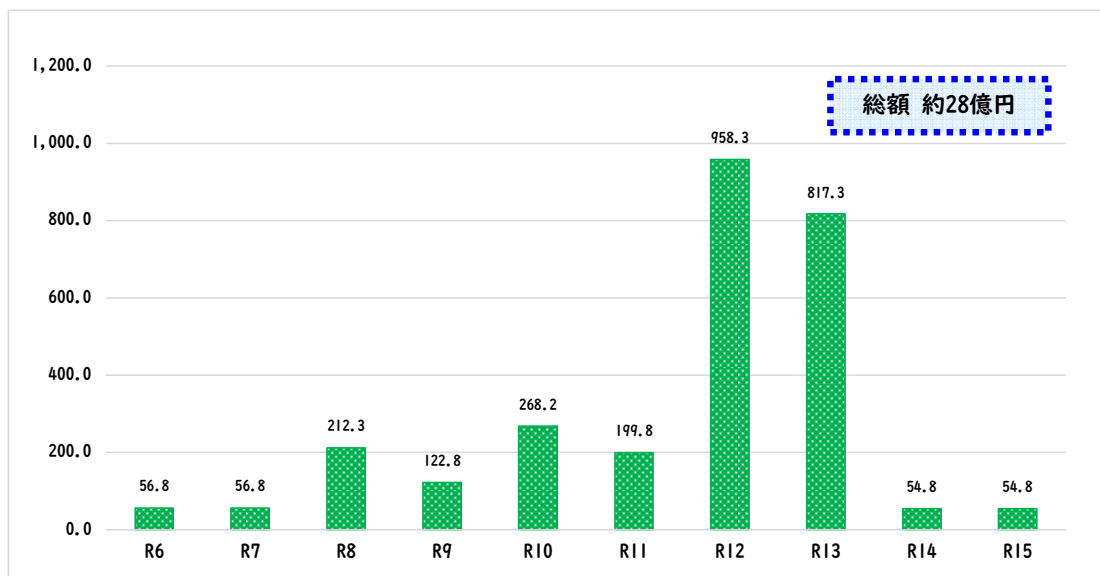
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	老朽化施設について、計画的に更新を進めます。
----	------------------------

投資・財政計画（収支計画）において計上した主な建設改良費は、管路の更新工事にかかる事業費、浄水場の更新にかかる事業費などで、令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間で総額約 28 億円かかる見込みです。

（図表 4-2 建設改良費の見通し）



② 収支計画のうち財源についての説明

目標	・ 経常収支比率 100%以上を維持します。 ・ 料金回収率を 100%以上とします。 ・ 適正な料金収入の確保を図り、自主財源による経営を維持します。
----	--

（ア）料金

料金収入の積算方法については、「2. 将来の事業環境」の「（3）料金収入の見通し」で説明したとおりです。

（イ）企業債

計画期間において実施する事業の建設改良費から特定財源を控除した額に対し、必要と判断される企業債の充当を見込んでいます。

(ウ) 国県補助金

計画期間において実施する事業の建設改良費のうち、基幹管路更新の事業に要する費用の 3 分の 1 を限度に見込んでいます。

(エ) 繰入金

一般会計からの繰入金については、従来から財政部局と調整のうえ、原則、総務省が定める繰出基準の範囲内で適切な額を確保してきました。今回もこの方針を前提に必要な費用を見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 職員給与費

職員数は令和 3 年度実績から一定として、令和 3 年度の給与費実績値に定期昇給率を考慮して見込んでいます。

(イ) 動力費・薬品費

令和 2 年度～令和 3 年度の実績値から配水量 1 m³当たりの単価を算出し、物価上昇率を考慮のうえ各年度の配水量に乗じて見込んでいます。

(ウ) 委託料

令和 2 年度～令和 3 年度の実績から毎年発生する委託業務を抜き出し、概ね実績値をもとに見込んでいます。

(エ) その他維持管理費

令和 2 年度～令和 3 年度の実績値に、概ね物価上昇率を考慮して算定しています。

(オ) 減価償却費

令和 3 年度までに取得した資産の減価償却費は、公営企業会計システムより推計しました。新規で取得予定の資産について、管路の更新にかかる事業費については償却期間 40 年、浄水場、取水井の更新にかかる事業費については償却期間 58 年で、器具備品にかかる事業費については償却期間 10 年で減価償却費を見込んでいます。

(カ) 支払利息

令和 4 年度までに発行した企業債に係る支払利息は、償還スケジュールと約定利率をもとに見込み、新規の起債については、元利均等の年利 1%で見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用(PFI・DBOの導入等)	現時点で PFI・DBO などの民間活用手法の導入予定はありません。今後は、国や近隣自治体の動向を注視し、先行事例等を参考に、どのような手法により経営を行うのが最善か、水供給の安全性・安定性、危機管理体制の維持等も考慮しながら、調査検討していきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング) 施設・設備の合理化 (スペックダウン)	今後、施設・設備の更新を行う際は、将来の給水人口の推移や水需要の予測に基づいた、適切な施設・設備の規模を把握し、ダウンサイジングやスペックダウンなども考慮した中長期的な観点の計画を策定し実行していきます。 施設は、供用開始から相当年数が経過し、老朽化している施設もあるため、優先度を勘案し、改修、改築、耐震化を計画的に進めるとともに、更新時期に合わせて施設の効率化を図っていきます。
施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	経営比較分析において、経常収支比率や料金回収率は100%を下回り類似団体平均値よりも低い水準です。 今後は、施設・設備の老朽化の進行度合いや耐震性能を考慮した上で、更新の優先順位を適切に定め、優先順位の高いものから更新を行っていきます。 また、長寿命化工事を行った方が全体のコストの削減ができるものについては、長寿命化を行うなど、ライフサイクルコストの削減ができるように定期的に計画の見直しを行います。
広域化	広域化については、現時点で有効な効果が判断できていません。今後も和歌山県や近隣自治体の動向を注視し、広域化による費用対効果の検証などによってその方向性を検討していきます。
その他の取組	施設・設備については、保守・点検を定期的の実施し、適切な維持管理に努めます。 定期的な漏水調査を実施し、有収率の更なる向上のための効果的な修繕を実施します。

② 財源について検討状況等

料 金	投資・財政計画では、計画期間において料金改定は見込んでいます。 老朽化した施設設備や管路の更新を行っていかねばならないため、今後は減価償却費など費用増大が予想されます。 このため、令和 7 年 1 月から改定率 50%の料金改定を行い、水道事業の健全な運営を確保していきます。
企 業 債	更新投資等については、浄水場更新など大きな事業が予定されているため、必要と判断される企業債の充当を見込んでいます。
繰 入 金	今後も公営企業に求められている独立採算制の基本原則に則り、可能な限り基準外繰入を受けずに経営を行います。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	従来から検針・徴収業務を民間委託していますが、今後も、民間委託を行うことによる経済性と業務の効率性、さらには技術継承の面などを考慮して、業務委託の範囲を検討していきます。 また、委託料については、業務内容を勘案して適正な水準となっているかの検証を行います。
修 繕 費	既存施設の定期的な保守点検を実施し、故障を未然に防ぐことにより修繕費の抑制を図ります。
動 力 費	施設の更新を行う際には、ダウンサイジングやスペックダウンの検討は必ず行い、動力費の削減に努めます。
職 員 給 与 費	組織体制を含めた業務内容の検討など、効率的な職務遂行により勤務時間の軽減に努めます。
そ の 他 の 取 組	諸経費については、契約金額又は購入金額の適正化に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

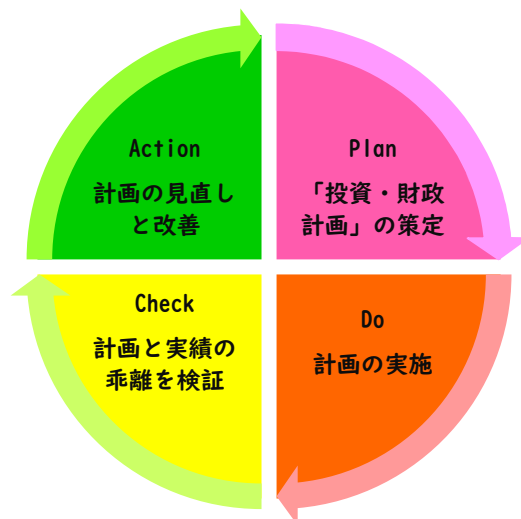
事後検証・更新については、PDCA サイクルの考え方を活用し、毎年度の進捗管理及び3年～5年毎の検証・見直しに分けて以下のように実施します。

（毎年度の進捗管理）

- ◆ 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認
- ◆ 著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討
- ◆ 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認

（3年～5年毎の検証・見直し）

- ◆ 投資・財政計画の実績推移の把握
- ◆ 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- ◆ 投資計画における内容の精査
- ◆ 新たな投資が必要な場合にはその財源についても再検証
- ◆ 経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定



別紙

経営比較分析表（令和 4 年度決算）・・・別紙 1

投資・財政計画（収支計画）・・・・・・別紙 2

経営比較分析表（令和4年度決算）

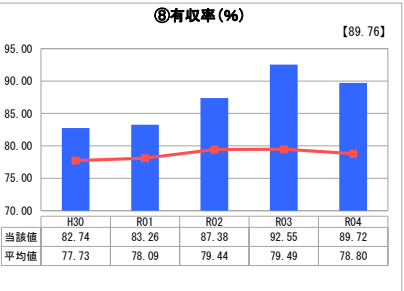
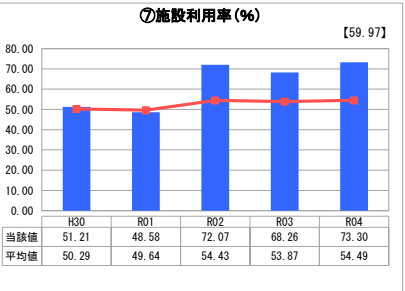
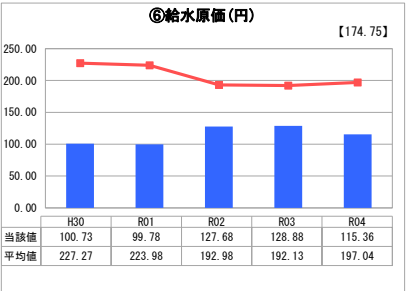
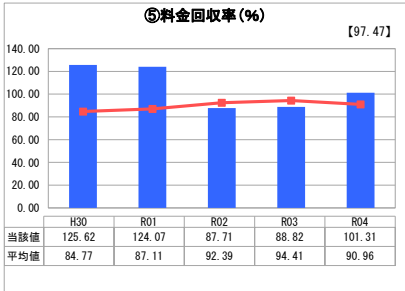
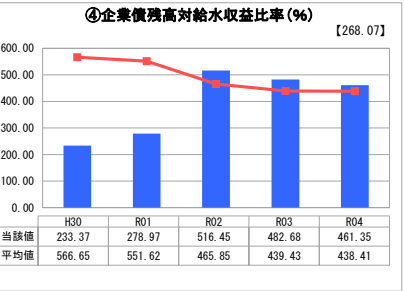
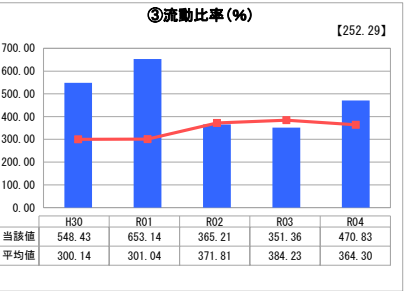
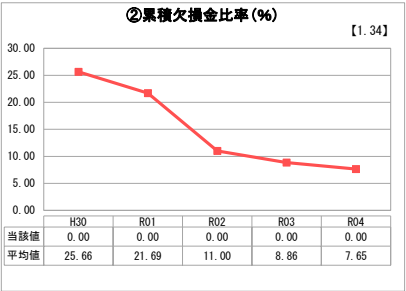
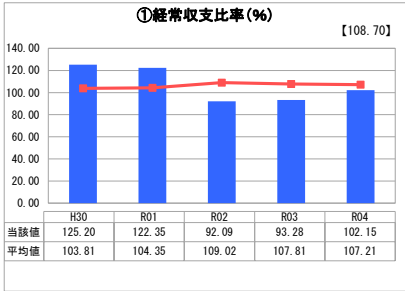
和歌山県 みなべ町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A7	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)	
-	76.60	99.87	1,699	

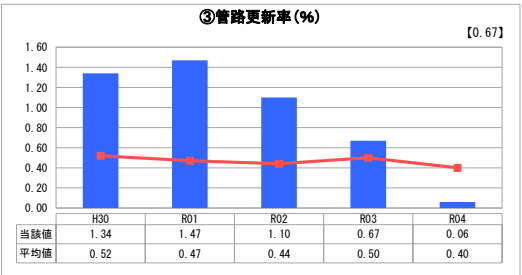
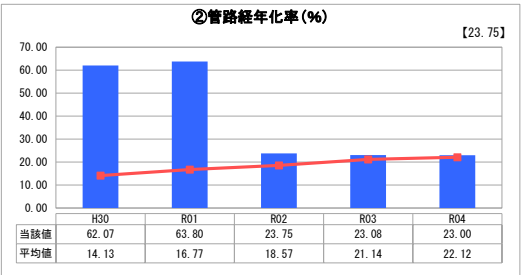
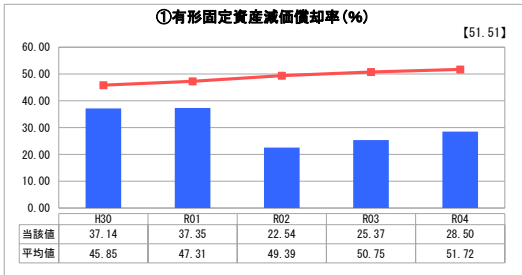
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
11,988	120.28	99.67
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
11,971	30.40	393.78

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
[]	令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

令和4年度の経常収支比率は類似団体より下回ったが令和3年度よりも近い値へ上昇した。施設利用率、有収率は類似団体より上回り、施設は有効に稼働していると思われる。

また、料金回収率は令和3年度から上昇し類似団体の値を上回った。

令和4年度では修繕費の支出が抑えられたことによりわずかながら利益が発生した。結果、経常収支比率、料金回収率が令和3年度より上昇したと思われる。

ただし、管路施設の老朽化対策、みなべ浄水場更新事業により、令和5年度以降は厳しい経営状況が続くものと思われる。

経営の基盤を強固にし、安全安心な水を提供し続けるため、住民に水道事業の経営状況を伝えながら、令和6年度中の料金改定を進めているところである。

2. 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率は類似団体、全国より下回っている。管路経年化率は平成26年度から耐用年数を超える管路が発生し、類似団体、全国を大きく上回っていたが簡易水道事業との統合により、全国平均に並ぶ率となった。

令和4年度は津波浸水区域にあるみなべ浄水場を高台へ移転するため、事業計画に沿って導水管の整備工事を開始したが、みなべ浄水場更新事業を優先し、単独での管路更新工事を控えていたため、令和4年度の管路更新率は大幅に減少し類似団体の値を下回ってしまった。

今後は管路の更新投資を計画的に進める必要がある。そのために資産の更新投資計画を推進していきたいが、改修を要する管路が多く計画を進めるのが難しい状況である。

全体総括

令和4年度でわずかながら利益が発生し、経常収支比率、料金回収率が令和3年度より上昇したものの、経常収支比率は類似団体、全国の数値を下回ったままである。

みなべ浄水場更新事業計画に沿って導水管の整備工事を開始したが、これまで必要な更新投資を先送りしてきた傾向がないとは言えず、他にも町内配水管の老朽化対策など、町内全域の水道事業を俯瞰的に検討していく必要がある。

また、令和6年度中の料金改定については、これからは住民への説明会等を計画し、周知を進めているところである。

(收支計画)

(単位：千円、%)

年度		令和3年度 (決 算)	令和4年度 (決 算)	令和5年度 (決 算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分														
収益的収入	1. 営 業 収 益 (A)	195,148	193,800	190,692	281,321	278,671	276,250	274,540	271,390	268,967	266,545	264,886	261,823	259,446
	(1) 料 金 収 入	188,035	190,778	188,697	274,111	271,461	269,040	267,330	264,180	261,757	259,335	257,676	254,613	252,236
	(2) 受 託 事 業 収 益 (B)	4,425	991	0	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098	5,098
	(3) そ の 他	2,688	2,031	1,995	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112	2,112
	2. 営 業 外 収 益	89,795	87,167	86,564	85,163	84,723	83,308	82,718	82,362	81,272	78,031	74,247	71,412	68,971
	(1) 補 助 金	1,507	1,471	1,371	1,512	1,400	1,296	1,209	1,127	1,046	964	882	799	714
	他 会 計 補 助 金	1,507	1,471	1,371	1,512	1,400	1,296	1,209	1,127	1,046	964	882	799	714
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	86,331	85,654	85,155	83,254	82,926	81,615	81,112	80,838	79,829	76,670	72,968	70,216	67,861
	(3) そ の 他	1,957	42	38	397	397	397	397	397	397	397	397	397	397
	収 入 計 (C)	284,943	280,967	277,256	366,483	363,393	359,557	357,257	353,751	350,238	344,575	339,132	333,234	328,416
収益的支出	1. 営 業 費 用	295,343	265,719	262,660	297,011	298,359	290,744	281,417	282,040	282,778	280,016	289,232	298,433	294,976
	(1) 職 員 給 与 費	42,852	40,040	41,297	44,155	44,598	45,045	45,494	45,949	46,409	46,873	47,342	47,817	48,297
	基 本 給	24,951	22,907	23,540	25,707	25,964	26,224	26,486	26,752	27,020	27,291	27,565	27,841	28,121
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	17,901	17,133	17,757	18,448	18,634	18,821	19,008	19,197	19,389	19,582	19,777	19,976	20,176
	(2) 経 費	97,005	70,197	68,703	100,473	100,649	92,851	81,023	81,052	81,153	81,255	81,443	81,476	81,583
	動 力 費	27,031	32,260	25,040	26,251	26,065	25,902	25,803	25,566	25,397	25,225	25,132	24,892	24,719
	修 繕 費	31,167	10,640	20,548	42,415	42,627	22,840	22,954	23,069	23,184	23,300	23,416	23,533	23,650
	委 託 料	14,702	10,321	7,954	7,286	7,319	19,352	7,386	7,420	7,454	7,489	7,524	7,559	7,595
	受 水 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	24,105	16,976	15,161	24,522	24,639	24,758	24,881	24,998	25,119	25,242	25,372	25,493	25,619
	(3) 減 価 償 却 費	153,690	154,819	150,537	151,168	151,897	151,633	153,685	153,824	154,001	150,673	159,232	167,925	163,881
	(4) 資 産 減 耗 費	1,796	663	2,123	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215
	(5) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 営 業 外 費 用	10,122	9,334	9,237	8,769	8,754	8,768	9,936	10,444	11,958	12,973	19,665	25,297	25,098
(1) 支 払 利 息	9,985	9,334	8,988	8,625	8,610	8,624	9,792	10,300	11,814	12,829	19,521	25,153	24,955	
(2) そ の 他	137	0	249	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	
	支 出 計 (D)	305,465	275,053	271,897	305,779	307,112	299,511	291,352	292,483	294,735	292,988	308,896	323,729	320,073
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 20,522	5,914	5,359	60,704	56,281	60,046	65,905	61,268	55,503	51,587	30,236	9,505	8,343	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 20,522	5,914	5,359	60,704	56,281	60,046	65,905	61,268	55,503	51,587	30,236	9,505	8,343	8,343
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	0	0	0	53,309	109,590	169,636	235,541	296,809	352,312	403,899	434,135	443,640	451,983	451,983
流 動 資 産 (J)	368,896	383,307	408,440	508,508	596,434	702,367	814,601	941,097	1,057,784	1,238,273	1,395,583	1,468,497	1,535,845	1,535,845
う ち 未 収 金	13,872	4,263	7,665	22,843	22,622	22,420	22,278	22,015	21,813	21,611	21,473	21,218	21,020	21,020
流 動 負 債 (K)	104,992	81,411	73,240	112,369	111,318	102,502	96,652	92,682	92,354	92,288	96,684	99,513	103,724	103,724
う ち 建 設 改 良 費 分	51,142	58,819	55,890	58,426	57,343	48,495	42,613	38,610	38,249	38,150	42,513	45,308	49,485	49,485
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
う ち 未 払 金	50,789	19,074	13,903	50,789	50,789	50,789	50,789	50,789	50,789	50,789	50,789	50,789	50,789	50,789
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	190,723	192,809	190,692	276,223	273,573	271,152	269,442	266,292	263,869	261,447	259,788	256,725	254,348	254,348
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	190,723	192,809	190,692	276,223	273,573	271,152	269,442	266,292	263,869	261,447	259,788	256,725	254,348	254,348
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円)

年 度 区 分		令和3年度 (決 算)	令和4年度 (決 算)	令和5年度 (決 算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
資本的収入	1. 企 業 債 償 還 金	11,400	23,700	32,800	52,000	52,000	161,544	94,234	194,372	146,250	715,750	611,750	33,334	33,334
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	19,437	21,633	23,727	18,499	18,581	45,734	15,893	70,528	58,852	246,423	208,054	7,388	7,472
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	18,456	23,766	12,778	0	0	0	16,666	16,666
	7. 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. 工 事 負 担 金	31,549	1,449	8,976	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	10. そ の 他	3,839	1,864	882	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	計 (A)	66,225	48,646	66,385	71,499	71,581	226,734	134,893	278,678	206,102	963,173	820,804	58,388	58,472
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	66,225	48,646	66,385	71,499	71,581	226,734	134,893	278,678	206,102	963,173	820,804	58,388	58,472
	1. 建 設 改 良 費	78,324	29,997	56,214	56,800	56,800	212,300	122,800	268,200	199,800	958,300	817,300	54,800	54,800
	うち 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	50,877	51,142	58,819	55,890	58,426	57,343	48,495	42,613	38,610	38,249	38,150	42,513	45,308
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補填財源	計 (D)	129,201	81,139	115,033	112,690	115,226	269,643	171,295	310,813	238,410	996,549	855,450	97,313	100,108
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	62,976	32,493	48,648	41,191	43,645	42,909	36,402	32,135	32,308	33,376	34,646	38,925	41,636
	不足する額 (D)-(E) (F)	59,200	30,072	44,689	36,118	38,572	25,378	27,490	9,006	14,235	△ 53,651	△ 39,563	35,549	38,260
	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	3,776	2,421	3,959	5,073	5,073	17,531	8,912	23,129	18,073	87,027	74,209	3,376	3,376
	計 (F)	62,976	32,493	48,648	41,191	43,645	42,909	36,402	32,135	32,308	33,376	34,646	38,925	41,636
	補填財源不足額 (E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他 会 計 借 入 金 残 高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (H)		907,598	880,156	856,337	856,747	850,321	954,522	1,000,261	1,152,020	1,259,660	1,937,161	2,510,761	2,501,582	2,489,608

○他会計繰入金 (単位：千円)

年 度 区 分		令和3年度 (決 算)	令和4年度 (決 算)	令和5年度 (決 算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益的収支分		1,812	2,205	1,855	1,512	1,400	1,296	1,209	1,127	1,046	964	882	799	714
	うち 基準内繰入金	1,812	2,205	1,855	1,512	1,400	1,296	1,209	1,127	1,046	964	882	799	714
	うち 基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		19,437	21,633	23,727	18,499	18,581	45,734	15,893	70,528	58,852	246,423	208,054	7,388	7,472
	うち 基準内繰入金	19,437	21,633	23,727	18,499	18,581	18,234	15,893	14,278	10,102	8,673	7,304	7,388	7,472
	うち 基準外繰入金	0	0	0	0	0	27,500	0	56,250	48,750	237,750	200,750	0	0
合 計		21,249	23,838	25,582	20,011	19,981	47,030	17,102	71,655	59,898	247,387	208,936	8,187	8,186